

石 監 第 53 号  
令和 3 年 8 月 24 日

石垣市長 中 山 義 隆 様

石垣市監査委員 大 濱 博 文  
同 長 山 家 康

令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査を行った結果、監査委員の合議により、別紙のとおり意見書を提出します。



## 令和 2 年度 健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

健全化判断比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 3 号）に準拠し、市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

令和 3 年 8 月 3 日から同年 8 月 24 日まで

### 3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

※ 意見書に記載された数値は千円以下を四捨五入したものである。

### 4 審査の意見

#### (1) 個別意見

##### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円・%)

| 会 計 名 |                      | 実質収支額   |
|-------|----------------------|---------|
| 一般会計等 | 一 般 会 計              | 118,064 |
|       | 一般会計等に属する特別会計        |         |
|       | 港湾事業特別会計（普通会計）       | 0       |
|       | 石垣市都市計画土地地区画整理事業特別会計 | 34,999  |
| 合 計   |                      | 153,063 |

当年度の一般会計等における実質収支額は、1 億 5,306 万 3,000 円の黒字となっている。

いずれの会計も歳入歳出差引額は前年度を上回ったが、新市庁舎建設推進事業や乳業施設高度化整備事業など翌年度に繰り越すべき財源 15 億 2,392 万 3,000 円が存在するため、前年度と比較すると、実質収支額は 1 億 7,040 万 5,000 円の減少となった。

(単位：千円・%)

|         | 実質赤字額<br>(A) | 標準財政規模<br>(B) | 実質赤字比率<br>(A/B) × 100 | 早期健全化<br>基準 | 財政再生<br>基準 |
|---------|--------------|---------------|-----------------------|-------------|------------|
| 令和 2 年度 | △153,063     | 14,522,078    | △1.05                 | 12.81       | 20.00      |
| 令和元年度   | △323,468     | 14,019,407    | △2.30                 | 12.86       | 20.00      |
| 増 減     | △170,405     | 502,671       | △1.25                 | —           | —          |

※ 実質収支が黒字であるため、実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準の 12.81%を下回っている。

## ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、前記の一般会計等に特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字の程度を指標化し運営の深刻度を表すとされています。

(単位：千円)

| 会計名                             | 実質収支・剰余金額 |
|---------------------------------|-----------|
| 一般会計                            | 118,064   |
| 一般会計等に属する特別会計                   |           |
| 港湾事業特別会計（普通会計）                  | 0         |
| 石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計             | 34,999    |
| 小計                              | 153,063   |
| 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計 |           |
| 国民健康保険事業特別会計                    | 216,119   |
| 介護保険事業特別会計                      | 266,433   |
| 後期高齢者医療特別会計                     | 3,415     |
| 小計                              | 485,967   |
| 法適用企業                           |           |
| 水道事業会計                          | 2,529,169 |
| 下水道事業会計                         | 266,017   |
| 小計                              | 2,795,186 |
| 法非適用企業                          |           |
| 港湾事業特別会計                        | 127,112   |
| 小計                              | 127,112   |
| 合計                              | 3,561,328 |

すべての会計において黒字であり、実質収支及び剰余金の合計額は35億6,132万8,000円となる。

当年度の実質収支及び剰余金合計額は、前年度と比べ6億4,701万9,000円減少している。これは、港湾事業特別会計9,372万2,000円、下水道事業会計6,633万円など外3件の特別会計は増加したが、水道事業会計6億7,277万2,000円、一般会計1億9,454万1,000円、国民健康保険事業特別会計1,406万円外1件の特別会計が減少したことによる。

(単位：千円・%)

|       | 連結実質赤字額<br>(A) | 標準財政規模<br>(B) | 連結実質赤字比率<br>(A/B)×100 | 早期健全化<br>基準 | 財政再生<br>基準 |
|-------|----------------|---------------|-----------------------|-------------|------------|
| 令和2年度 | △3,561,328     | 14,522,078    | △24.52                | 17.81       | 30.00      |
| 令和元年度 | △4,208,347     | 14,019,407    | △30.01                | 17.86       | 30.00      |
| 増減    | △647,019       | 502,671       | △5.49                 | —           | —          |

※ 実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額及び剰余金額は黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準の17.81%を下回っている。

### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した3か年度平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

（単位：千円・％）

|  | 令和2年度     | 令和元年度     | 平成30年度    |
|--|-----------|-----------|-----------|
| 公債費に係る一般財源<br>（元利償還金－特定財源）                     | 2,037,747 | 1,997,932 | 2,103,162 |
| 公営企業に要する経費の財源<br>とする地方債の償還の財源に<br>充てたと認められる繰入金 | 465,539   | 502,068   | 466,851   |
| 公債費に準ずる債務負担行為<br>に係るもの                         | 0         | 0         | 0         |
| 一時借入金の利子                                       | 1         | 1         | 2         |
| 計 (A)  | 2,503,287 | 2,500,001 | 2,570,015 |

|                                       |           |           |           |
|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 災害復旧等の基準財政需要額<br>(B)                  | 1,312,241 | 1,282,877 | 1,325,702 |
| 基準財政需要額に算入された<br>公債費及び準元利償還金の額<br>(C) | 304,443   | 317,203   | 306,510   |

|                                      |            |            |            |
|--------------------------------------|------------|------------|------------|
| 標準税収入＋普通交付税額＋<br>臨時財政対策債発行可能額<br>(D) | 14,522,078 | 14,019,407 | 13,974,174 |
|--------------------------------------|------------|------------|------------|

|   |     |     |     |
|---|-----|-----|-----|
| 比率（単年度）<br>$\{(A-B-C)/(D-B-C)\} \times 100$ | 6.8 | 7.2 | 7.5 |
|---|-----|-----|-----|

| 実質公債費比率<br>（3か年度平均） | 令和2年度<br>（R2～H30） | 令和元年度<br>（R元～H29） | 増減   |
|---------------------|-------------------|-------------------|------|
|                     | 7.2               | 7.3               | △0.1 |

|         |      |
|---------|------|
| 早期健全化基準 | 25.0 |
| 財政再生基準  | 35.0 |

当年度の単年度比率は6.8%で、前年度より0.4ポイント改善しており、3か年度の平均を示す実質公債費比率は7.2%で、前年度より0.1ポイント改善した。

当年度の実質公債費比率7.2%は、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

#### ④ 将来負担比率

将来負担比率は地方公共団体の借入金（地方債）等の現在抱えている負債の大きさについて、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等について、現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性があるか判断するものである。

（単位：千円・％）

| 区 分                 |     | 令和2年度      | 令和元年度      | 増 減       |
|---------------------|-----|------------|------------|-----------|
| 将来負担額（A）            |     | 31,356,497 | 29,028,254 | 2,328,243 |
| 地方債の現在高             | (a) | 24,877,553 | 22,651,372 | 2,226,181 |
| 債務負担行為に基づく支出<br>予定額 | (b) | 880        | 1,008      | △128      |
| 公営企業債等繰入見込額         | (c) | 6,255,961  | 6,112,004  | 143,957   |
| 退職手当負担見込額           | (d) | 220,547    | 247,938    | △27,391   |
| 設立法人の負債額等負担見<br>込額  | (e) | 1,556      | 15,932     | △14,376   |

|              |     |            |            |            |
|--------------|-----|------------|------------|------------|
| 充当可能財源（B）    |     | 23,720,040 | 25,816,285 | △2,096,245 |
| 充当可能基金       | (f) | 5,127,863  | 6,762,821  | △1,634,958 |
| 充当可能特定歳入     | (g) | 247,423    | 280,791    | △33,368    |
| 基準財政需要額算入見込額 | (h) | 18,344,754 | 18,772,673 | △427,919   |

|           |            |            |         |
|-----------|------------|------------|---------|
| 標準財政規模（C） | 14,522,078 | 14,019,407 | 502,671 |
|-----------|------------|------------|---------|

|             |           |           |        |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| 算入公債費等の額（D） | 1,616,684 | 1,600,080 | 16,604 |
|-------------|-----------|-----------|--------|

|                                     |      |      |      |
|-------------------------------------|------|------|------|
| 将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$ | 59.1 | 25.8 | 33.3 |
|-------------------------------------|------|------|------|

|         |       |
|---------|-------|
| 早期健全化基準 | 350.0 |
|---------|-------|

※ 算入公債費等の額（D）は、前ページ（B）と（C）の合計である。

当年度の将来負担比率は59.1%で、前年度より約2.3倍に上昇した。将来負担額は313億5,649万7,000円で前年度に比べ23億2,824万3,000円増加し、充当可能財源は237億2,004万円で前年度に比べ20億9,624万5,000円減少している。将来負担額の中で、地方債の現在高が22億2,618万1,000円、公営企業債等繰入見込額が1億4,395万7,000円、前年度より増加したことが顕著である。新市庁舎建設事業を含む一般単独事業債等の増加、下水道や港湾事業における公営企業債の起債残高の増加が将来負担比率を押し上げる結果となった。早期健全化基準の350.0%は下回っている。

#### （2）総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

①実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、算出された数値もマイナス値を示し、前年度に比べ1.25ポイントの減少、早期健全化基準の12.81%を下回り、良好な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率は、一般会計からの繰入金により黒字化しており、すべての会計において実質赤字額は生じておらず、マイナス値を示している。前年度に比べ5.49ポイントの減少、早期健全化基準の17.81%を下回り良好な状態にあると認められる。しかし、赤字補てんのため、一般会計からの繰入りに頼らざるを得ない状況である。

③実質公債費比率は、単年度比率で前年度に比べ0.4ポイント改善し、3か年度の平均を示す比率は前年度に比べ0.1ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回り良好な状態にあると認められる。

④将来負担比率は、新市庁舎建設事業等による地方債や下水道及び港湾事業における公営企業債の増加に対し、充当可能財源の減少により前年度に比べ33.3ポイント上昇した。早期健全化基準の350.0%を下回り良好な状態にあると認められる。

当年度の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を下回り、良好である。しかし、将来負担額は平成29年度から4年連続増え続け、将来負担比率は前年度より倍増した。地方債の現在高は前年度より22億円余り増加し、248億7,755万3,000円となり、後年度に財政負担を残している。令和3年度も整備事業による予算の大型化、子育て環境の充実や高齢化に伴う社会保障費など義務的経費の増大、公営企業債等繰入れの漸増、事業用資産の修繕や更新による維持管理費の増加などを見込む一方、このような財政状況が長期化することが見込まれている。当年度の自主財源は前年度を上回ったが、特別会計と基金からの繰入れを増額したことによる財源である。新型コロナウイルス感染症の状況下において、使用料及び手数料等の収入は減少しており、令和3年度課税の市民税収入は減少が見込まれるなど、財源収入の確保は不透明な状況にあり懸念され、期待できない。財政収支の一層厳しい経営環境が予測されるなかで、今後とも効率的な行財政運営に努めていただきたい。

## 5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

## 令和 2 年度 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

資金不足比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 3 号）に準拠し、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

令和 3 年 8 月 3 日から同年 8 月 24 日まで

### 3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

### 4 審査の意見

資金不足比率は、公営企業等の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対して資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとみなされる。

（単位：千円・％）

| 会計名      | 区 分    | 令和 2 年度    | 令和元年度      | 増 減      |
|----------|--------|------------|------------|----------|
| 水道事業会計   | 資金剰余金  | △2,529,169 | △3,201,941 | △672,772 |
|          | 資金不足額  | —          | —          | —        |
|          | 事業の規模  | 1,363,109  | 1,425,948  | △62,839  |
|          | 資金不足比率 | △185.5     | △224.5     | △39.0    |
| 下水道事業会計  | 資金剰余金  | △266,017   | △199,687   | 66,330   |
|          | 資金不足額  | —          | —          | —        |
|          | 事業の規模  | 136,612    | 144,397    | △7,785   |
|          | 資金不足比率 | △194.7     | △138.2     | 56.5     |
| 港湾事業特別会計 | 資金剰余金  | △127,112   | △33,390    | 93,722   |
|          | 資金不足額  | —          | —          | —        |
|          | 事業の規模  | 303,250    | 362,873    | △59,623  |
|          | 資金不足比率 | △41.9      | △9.2       | 32.7     |

|         |       |
|---------|-------|
| 経営健全化基準 | 20.00 |
|---------|-------|

※ 資金不足額が見られないため、資金剰余額を負の値で表示し比率を求めている。  
ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

当年度の資金不足比率について、一般会計からの繰入金により黒字化しており、いずれの事業会計も資金不足は生じていない。また、資金剰余金を用いて比率を求めると、資金不足比率はすべてマイナス値を示し、経営健全化基準の 20.00%を下回り、公営企業等の経営は概ね良好な状態にあると認められる。

### 5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。



